

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更				
（宛先） 京都府知事		平成29年 9月 29日				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区芝大門一丁目1番3号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本赤十字社 社長 近衛 忠輝 電話 03-3438 -1311				
主たる業種	一般病院					
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで					
基本方針	府内赤十字関連の支部・施設（3病院、1血液センター）が一体となり省エネ活動を展開し、温室効果ガス排出量-3%削減を目標に行動する。					
計画を推進するための体制	エネルギー排出量が原油換算量で500KLを単独で越える京都第一・京都第二赤十字病院を中心に、省エネルギー対策（照明の合理化、エネルギーの転換等）を実施するための委員会等を設置している。					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	18,408.9 トン	18,113.3 トン	17,927.1 トン	17,635.9 トン	-2.8 パーセント
	評価の対象となる排出の量	18,408.9 トン	18,113.3 トン	17,927.1 トン	17,635.9 トン	-2.8 パーセント
	目標の根拠	施設における設備の適正管理や照明、設備等を効率の高い機器に更新し、温室効果ガス排出量の削減を図る。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	医療施設	1.43	1.40	1.39	1.37	-3.03 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 延床面積/10 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	設備の適正管理及び更新を行い排出量削減を図る。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考
		100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	空調ポンプインバータ化、ヒートポンプチラーの更新、照明のLED化				
	(30)年度	空調ポンプインバータ化、照明のLED化				
	(31)年度	熱源の更新、炉筒煙管ボイラーを高効率貫型ボイラーに更新				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自動車による通勤を全面禁止				
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関利用を推進し、個人単位の温室効果ガス排出量を削減する。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン		
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン		
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	大規模事業所である京都第一、京都第二赤十字病院を中心に、事業者（日本赤十字社）として排出量削減に努める。					
特記事項	H29.1.1に京都府赤十字血液センターが伏見社屋を取得したが、現在、事業所としては稼働していないため事業所数からは除外する。現センターはH30年度中に伏見社屋に移転後、廃止する。					

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。